

テーマ「子育て支援に関する事務の執行について」

No.	監査結果（抜粋）	区分					対応状況	
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難	措置内容／措置困難理由	措置公表日
		4	55	17	40	2		
	※見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。							
		うち措置済						
1	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (1) 福山ネウボラ相談窓口「あのね」の実施体制の見直しについて	利用者支援事業（13か所）は、人件費負担や一部は賃料負担もある。他市における設置状況（福山市は窓口数と対応人数が多い）、窓口別の来所による相談実績件数（0.6～3.0件/日である）、利用者の利用状況（設置場所により利用数の多寡があり、利用意思のある未就学児の約3割の利用にとどまっている）に加え、他の子育て施策の充実化や、少子化、乳児期から子どもを預けて働く母親の増加傾向などを踏まえると、経済性・効率性の観点から疑問なしとしない。最も望ましいのは、潜在的な相談需要を掘り起こして市の用意した人員・設備等を市民に十二分に利用してもらうことであるが、市民による利用増が容易に見込めないのであれば、より効率的に運営することを考えないわけにはいかない。例えば、市内6区域の行政窓口と公立の保育施設に重複する窓口を常設して人員配置するよりも、相談件数が少ない窓口については、「あのねめまぐま」のように常設型ではなく出張型とする、公立の保育施設では後述（2-1-2）の地域子育て支援拠点事業に特化し、より深い支援が必要となった場合に地域子育て支援拠点事業による相談対応から別の行政窓口で常駐するネウボラ相談員が連携を受けて対応する、といった柔軟な体制を検討することも必要ではないだろうか。	●	○			2022年（令和4年）4月から、2か所の相談窓口では、地域子育て支援拠点事業との兼務職員を配置しており、子育て支援事業利用者の中にいる潜在的な相談需要の掘り起こしを行うなど、子育て支援拠点と一体となって対応することや、「ことばの相談室」との連携により効果的な事業運営に取り組んでいるところである。 「あのね」では妊娠前から出産・子育てまで相談に応じる総合相談窓口として相談・支援を行っており、2021年（令和3年）11月からは、オンライン相談も開始した。 指摘にある「窓口別の来所による相談実績件数」には上がっていない。母子健康手帳交付や電話での相談も「あのね」では行っている。 母子健康手帳交付時には、全局面談を実施して、妊娠の状況把握を行いリスクアセスメントを行っており、リスクの高い妊婦においては、1時間以上の面談となる事もあり、その後の関係機関との連携にも時間を要している。保育所は母子健康手帳の交付実績は少ないが、土曜日に開設しているため、就労している母親の利用が多く、需要は高いと考える。更に、出産の不安が高まる妊娠後期に、「あのね」から電話を入れ、状況を把握したり産前産後面談を実施し、顔の見える関係を構築しているところである。 引き続き、現状の効果を検証しながら、運営に取り組む。	2022/9/14
2	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (2) 地域子育て支援拠点事業（公立分）の体制の見直しについて	地域子育て支援事業は、スペースとしては既存の保育施設の一部屋を活用しており、公立と私立のセンター型を除き、賃料負担はない。保育士は専任で2名以上が必要となるため、公立では14名の人員負担がある。他市における設置状況（福山市の拠点数は多い）、拠点別の利用状況（設置場所により利用件数の多寡が見られ、国が目安とする10件/日を下回る拠点が3拠点ある）、市街地にある2拠点以外の5拠点はブロック内の利用にとどまっていること、公立5日型の利用件数は私立5日型の利用件数より少なく、事業費は公立の方が高いこと、私立は3日型を基本に増設していること、私立の3日型でも公立の5日型を超える利用が見られること、ネウボラ相談窓口「あのね」と同一の場所で2つの相談事業を並行して実施していること（公立の保育施設において、「あのね」窓口として看護職1名と保育士1名が相談事業を実施している横で、地域子育て支援事業として別の保育士2名が別途相談事業を実施している）、少子化や乳児期から子どもを預けて働く母親の増加により利用数が減少傾向にあることから、潜在的な相談需要の掘り起こし等が容易に見込めないのであれば、ブロック別の7拠点で一律の人員配置をするのではなく、利用数が少ない拠点は3日型にする、ネウボラ相談員も含めたより柔軟な人員配置を再検討するといった体制の見直しが必要と考える。	●	○			保育施設の利用については、日によって利用者のばらつきはあるものの、1対1で相談を行う重点相談日、また、遊びの中で相談ができる開放日など、保護者のニーズに合った内容で実施している。 2022年（令和4年）4月から、2施設の拠点において、ネウボラ相談員との兼務職員を配置し運営しており、子育て支援事業利用者の中にいる潜在的な相談需要の掘り起こしを行っている。	2022/9/14
3	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (3) ふくやま子育て支援センター事業の内容、実施場所の再検討について	子育て支援センターは、ローズコム（図書館）、エフビコRIM福山、すこやかセンターと移転を続け、「えほんの国」を早期に再開することを目標に再開場所が検討され、空きスペースのある商業施設に、「えほんの国」と合わせて移転することとされた。「えほんの国」の機能は中長期的に見直す方向であるため、子育て支援センターの実施場所も同様の位置づけと考えられるが、本来は、子育て支援センターの機能と実施場所を、事業費負担も含めて検討すべきと考えられるところ、エフビコRIM福山で実施されていた「えほんの国」事業の指定管理者に対する委託料と移転後の賃料を比較して移転場所が判断されたことが適切かは評価が分かれるところと思われる。現状の子育て支援センターは、地域子育て支援拠点事業のプレイルームと「えほんの国」事業のスペースが大半を占めているが、利用者数や駐車場が限定される現在の場所で事業を実施する意義があるかどうかを含め、子育て支援センターの事業内容、実施場所、実施体制について、継続的に検討されたい。	●	○				
4	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (4) えほんの国事業を市の事業として実施する意義や実施場所の再検討について	「えほんの国」はエフビコRIM福山の閉鎖によりいったん中断したものの、利用者の声や市の子育て支援の充実策の一貫として、令和3年5月に再開された。「えほんの国」を開始した平成25年度当初に比べ、地域子育て支援事業における子どもの遊び場、ネウボラ相談窓口「あのね」における相談の場を政策的に増やしてきた一方で、少子化や乳児期から子どもを預けて働く母親の増加により利用者層は減少傾向にあるという状況変化がある。また移転後の「えほんの国」は、エフビコRIM福山の時の実施スペースから約1/3に縮小し、利用者層や利用できる人数が限定されたが、事業費負担は増加し、1拠点にして地域子育て支援拠点事業（公立分）のほぼ4か所分の事業費負担となっている。また年間運営費のほぼ3年分を上回る移転時の初期費用は、移転判断時の検討資料に記載されていなかった。未就学児を主な対象とする絵本やイベントに関して、各地区の図書館や保育施設、商業施設で実施されている取り組みと類似すると思われる中、この種の場所をより増やすべきという意見もあり、事業の実施意義や実施場所、実施形態について、継続的に検討していくことが望まれる。	●	○				
5	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (5) 健康診断の未受診者への対策について	1歳6か月児健診と3歳児健診について、例年は集団健診のみのところ、直近では新型コロナの影響により、集団健診の1回当たりの人数を制限したり、予定していた集団健診が実施できなかったりしたため、個別健診となる対象者が増加した結果、個別健診の対象となった者の受診率が低下した。 未受診者に対しては、学区担当保健師が積極的に電話連絡・家庭訪問を行い、受診勧奨をしているが、保育所等や幼稚園に通園中の子どもを持つ保護者や家庭で保育をしている保護者が、仕事や家事の都合をつけて任意の日で複数の病院を受診するハードルはそれなりに高いのではないかと考えられる。母子保健法で幼児健診の受診時期が規定されているが、このような不測の事態においては、例年通りの年齢にこだわらずに、令和3年度の落ち着いたタイミングで、前期の対象児童に対して再度集団健診を実施するなど、柔軟な対応を検討してもよかったのではないだろうか。今後も新型コロナに限らず、自然災害など不測の事態により集団健診が実施できない事態は想定されるが、4か月・1歳6か月・3歳という就学前の一定の時期に医療機関と連携することで、保護者が気付かないような医療的な問題を早期に見出すだけでなく、市の保健師やキラキラサポーターといったボランティアの方がその場に同席し、幼児の健康に資するような助言を行う貴重な機会であるから、このような機会をいかにして確保するか、当期に実施できない場合は翌期に別の形で実施する他の手立てはないか、慎重に検討するとともに、今後同様の事態が起きた場合に活かせるよう、令和2年度の事例・結果を参考に、平時から検討・計画しておくことが望まれる。	●	○				

No.	監査結果（抜粋）	区分					対応状況		
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難	措置内容／措置困難理由	措置公表日	
6	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (6) 乳児全戸訪問の訪問体制について	令和2年度は新型コロナの影響があったものの、訪問者ごとの割合によると、学区担当保健師による訪問件数・訪問割合が3,372人中1,688名と多かった。これは訪問区分の目安として予め設定した保健師の訪問割合の2倍（目標：25%、令和2年実績：50%）であり、継続支援となった養育支援の対象が約110名であることを踏まえても、保健師訪問が多くなっている。現状の市から妊産婦・幼児へのコンタクトのタイミングは、7回（①妊娠前、②産前産後、③産後訪問〔当事業〕、④4か月児健診、⑤8-9か月児健康相談、⑥1歳6か月児健診、⑦3歳児健診）があるが、産後訪問前の①②やネウボラ相談で得られた情報に加え、妊娠時・出生時の医学的な情報から訪問者を判定しており、少しでもリスク兆候があれば学区担当保健師が訪問して問題の早期予防に努めている結果と考えられる。ただしその後のコンタクトのタイミングや、ネウボラ相談、保健師による相談・訪問、子ども家庭総合支援拠点事業による訪問など、産後訪問以外にもさまざまな取組がなされている。産婦の年齢などのリスク判定項目は継続して見直し、保健師による産後訪問を幅広く増やすのではなく、育児家庭訪問員やキラキラサポーターを活用しつつ、産後訪問以外のコンタクトのタイミングから得られた情報を連携して支援していくことで、より効果的・効率的な支援ができると考えられる。学区担当保健師がよりハイリスクな乳児家庭の訪問に注力できるよう、また外部の専門職である育児家庭訪問員や、子育て経験があり、子育て支援に熱意のあるボランティアであるキラキラサポーターの方を積極的に活用し、地域全体で子育て家庭を支援していく雰囲気醸成するためにも、訪問結果から得られた情報を集約した上で、訪問者を決定するための判定指標を継続的に見直し、必要十分な体制、効果的・効率的な体制をめざす取組が必要と考える。	●		○			赤ちゃん訪問をする訪問者の選定については、妊娠期からの状況（妊娠届や産前産後等）や赤ちゃん誕生届出カードの情報、子ども家庭総合支援拠点等との連携など、様々な情報をもとに、訪問者を決定している。この指標は、定期的に見直しを行っており、直近では2022年（令和4年）4月に行っている。引き続き、効果的・効率的な事業の運営に向けて、対応していく考えである。	2022/9/14
7	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (7) 自立支援教育訓練給付金事業の給付金の計算方法について	自立支援教育訓練給付金事業は、ひとり親の自立に向けた教育訓練講座の受講料を支給する事業だが、支給額や支給時期について、厚労省のハローワークによる同様の制度と比較すると厳しい条件となっている。国の要綱を基に行う事業であり、国庫負担3/4と負担率が比較的高く、市の負担は1/4と低い水準にある中で、令和元年度に看護師等の高度な専門資格を対象に加えた際に、対象資格や利用実態に見合った制度設計を市として検討してもよいのではないだろうか。ただし県の事業で、別途「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」があるため、こちらの利用を促すということであれば、県の事業ではあるが、市の「ひとり親家庭のしおり」やホームページにて紹介・告知することも検討されたい。	●		○				
8	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (8) ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業の対象者について	ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業は、国の要綱は“ひとり親家庭の子ども”を対象としているが、市の要綱は中学生に限定している。国による支援の考え方を参照すると、中学生よりも学習内容が高度化し、精神面でより成熟し不安やストレスも複雑化する高校生にも必要な事業と考えられること、近隣他市（広島市・岡山市）では高校生まで対象に含んでいること、福山市は令和2年度から中学生の定員を拡大したものの、新型コロナの影響もあり利用数が定員に満たなかったことから、福山市においても高校生まで対象を拡大することも検討してはどうか。	●		○				
9	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (9) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業及び母子・父子自立支援プログラム策定事業の体制見直しについて	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業は、一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会へ事業委託しており、相談員2名が事業にあたり、令和2年度の活動実績は新型コロナの影響もあろうが、10数件と少なくなっている。対象者が自らインターネット等で情報を得やすくなったほか、ひとり親家庭へのサポートの充実によるものである。福山市にもひとり親家庭自立支援員が別途3名常駐しているため、体制の見直しを検討する時期ではないだろうか。	●		○				
10	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (10) ひとり親家庭等の施策の告知の見直しについて	ひとり親家庭等の施策について、近隣他市（広島市・岡山市・倉敷市）と比較して、ホームページに掲載されていない情報が散見された。福山市は、事業の対象者になるであろう児童扶養手当受給資格者に向けて配布や通知を行っているが、ホームページ上で広く告知することで、事業の潜在的な利用者も含めて、必要な人に支援が行き届きやすくなる。当該事業を利用しようとする者も、事前に容易に基礎情報を得られることで、市に問い合わせる際の心理的なハードルが下がったり、市からの制度説明もよりスムーズにいくなど、利便性が高まると考えられる。また、現状の福山市のホームページでは、ひとり親家庭に対する施策・事業が他市のように一覧になっておらず、目当ての事業にたどり着きにくい状態になっている。紙ベースの「ひとり親家庭のしおり」は25ページにも及ぶことから、他市を参考に、ホームページでの事業の検索性を上げることも必要ではないだろうか。さらに福山市の対象者が利用できる県の事業が紹介されていないため、ホームページや「ひとり親家庭のしおり」で県の事業を紹介することも検討されたい。	●		○				
11	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (11) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託について	他市では、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を委託しており、福山市も外部委託を検討したが、個人情報のセキュリティ面等の理由から断念した。福山市の統一ルールとしてのセキュリティルールを遵守することも大事だが、専門的な外部業者に委託することで、市の業務負担を減らし、効果的・効率的に事業を行うことが可能になるため、セキュリティ確保と事業の効果・効率化を両立させながら、継続的にセキュリティルールの柔軟な見直しも検討されたい。	●		○				
12	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (12) 母子生活支援施設に関する費用負担部門の適切性について	DV被害者である母子について、母子生活支援施設への入所を決定するのも、入所後も必要に応じて母子生活支援施設の自立支援員と連携して対応するのも、DVを担当する青少年・女性活躍推進課である。ネウボラ推進課は、過去から母子生活支援施設に関する事業を所管するが、福山市の母子生活支援施設であった久松寮は令和2年度末をもって廃止され、現在は入居可能な市外の母子生活支援施設の調査や、入所のための連絡調整業務を担いつつ、施設費を負担している。施設費が発生するまでの措置判断や、退所・自立に向けた支援について、主に関与するのは青少年・女性活躍推進課であることから、当該施設費の発生から終了までの責任を有するのは青少年・女性活躍推進課であるといえるが、ネウボラ推進課が施設費を負担しており、費用の責任部門と費用負担部門が明確に整合しない状況となっている。福山市が保有する母子生活支援施設に関する事業の所管がネウボラ推進課であったため、母子生活支援施設に関する費用として他市の母子生活支援施設費も含めてネウボラ推進課の負担となったことが考えられるが、すでに福山市の施設は廃止されており、現状のDV被害者に係る他市の母子生活支援施設費はネウボラ推進課にとって管理可能な費用ではない。費用の責任部門と費用負担部門は明確に整合させた方が費用管理上望ましいため、費用負担部門について再度検討するべきではないだろうか。	●		○		母子生活支援施設は児童福祉法に規定された子どもの福祉のための施設であり、母子生活支援施設に関する事務については、主にネウボラ推進課が所管するという点は現状どおりと考えている。DV被害がある場合の対応は青少年・女性活躍推進課の所管であるため、今後も個々の状況に応じ、どのような支援が入所者にとって適切であり、事務上も効率的であるかという視点を持ちながら、十分に連携しながら取り組んでいく。		

No.	監査結果（抜粋）	区分		対応状況		
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難
		措置内容／措置困難理由			措置公表日	
13	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (13) 子ども家庭総合支援拠点の実施体制の継続的な見直しについて	令和3年度から児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のために「子ども家庭総合支援拠点」の機能を大規模型としてネウボラ推進課に設置した（拠点機能として16名、総合支援担当全体で25名）。人口規模が中規模型と大規模型のボーダーライン上に位置する福山市の児童人口・人口規模、現状の虐待通告件数、他市の整備状況、福山市の当上期における専門職員による活動件数の実態、市が抱える財政負担規模を踏まえ、大規模型以上の体制が継続的に必要か、議論の余地があると考え、国が示す指針によると、子育て支援施策は母子健康包括支援センターの機能を活かしながら、利用者支援事業（ネウボラ相談）や子ども家庭総合支援拠点事業を整備する枠組みも示されており、福山市よりも規模の小さい自治体においては、既存の仕組みを活かしながら限りある財源や人材をどのようにして有効活用するか、保健・福祉・教育の関係を含めて組織や所掌を見直しながら独自の対応を行う好事例が調査研究として公式に発表されている。福山市は、新しい拠点機能を設置・明確化し、宣言することで、取組の認知度が高まり、よい効果が上がってきていると考えられるが、今後は一度整備した仕組みや以前からの体制を見直し、より効果的・効率的な体制にシフトしていく視点も必要ではないだろうか。	●	○		
14	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (14) 子ども医療費の助成に関する財政負担と制度の在り方について	子ども医療費の助成対象を小学生までとしている近隣市（広島市・岡山市・倉敷市）と比較すると、中学生までとする福山市は、対象年齢が幅広く、また一部負担金はシンプルで手厚い給付となっている反面、財政負担が重くなっている。今後とも財政負担と対象年齢・一部負担金・所得制限の在り方について、制度の継続的な検討が必要と考える。	●	○		
15	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (15) ひとり親家庭等医療費の助成に関する財政負担と制度の在り方について	ひとり親家庭の医療費について、近隣市（広島市・岡山市・倉敷市）と比較すると、自己負担なしとする広島市よりは財政負担が少ないものの、自己負担を1割とする岡山市・倉敷市よりは手厚い給付となっており、財政負担が重くなっている。今後とも財政負担と対象年齢・一部負担金・所得制限の在り方について、制度の継続的な検討が必要と考える。	●	○		
16	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (16) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）に関する未利用理由の調査、実態調査の必要性について	子育てを応援してほしい人（依頼会員）と子育てを応援したい人（協力会員）を福山市が紹介して紹介する事業において、依頼会員数や活動件数が増加傾向にある中で、利用会員数（実際の利用者）や援助会員数（実際の援助者）はあまり増えていない。コロナ禍で急な休園・休校が発生したり、分散登校があったり、勤労者にとって不都合な予測のつかない事態が多く発生した令和2年度以降において、子育てを応援したい者と支援を必要とする者を仲介し、市民で助け合うという本制度の重要性は高まっていると考えられる。依頼の意思を持った者が実際の利用に至らない理由や、負担が増しているかもしれない援助者の状況等について、継続的に実態調査を行い、依頼者・利用者・援助者双方の意見を聞きながら、よりよい制度になるような取組が必要と考える。	●	○	2021年（令和3年）1月、現在活動中の協力会員・両方会員対象にアンケート調査を実施した。当該アンケート結果を踏まえ、より使いやすい制度となるよう、課題とその対応について継続的に検討しているところである。 また、活動の様子や実際に援助しての感想、利用者の声などをホームページや機関誌に掲載することで利用促進に取り組んでいる。 2021年（令和3年）7月には、子育て応援センターにおける「子育て預かり」を開始することで登録者も増え、利用実績も増加傾向にある。 協力会員の退会もあるが、依頼会員登録の説明時に、協力会員の内容についても伝えることで、依頼会員から協力員もできる両方会員になることもあり、市民の助け合いという良い関係が築けている。 今後も継続した実態や状況の把握により、良好な制度運営に努める。	2022/9/14
17	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (17) 子育て応援プレゼント事業に関する物品配布の方法や在り方について	子育て応援プレゼント事業は、補助金の多寡によって単価や金額の変動が大きく、補助金の使い方や利用者の公平性の面から、もう少し配慮をしてもよいのではないかと考えられる。また過年度の乳児健康相談への参加者に対するアンケート調査からは、プレゼントよりも相談の方に需要があったという実績がある中で、育児消耗品としては割高な単価設定でのプレゼント配布がなされている。今後ともプレゼントの効果やプレゼント単価について丁寧に検証し、より効果的な施策の検討が必要と考える。	●	○		
18	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (18) 未就学児とその親が親子で一緒に楽しめる場所を増やすことについて	いったん閉鎖された「えほんの国」の再開を望む声が市民の中に多かったこと、「キッズコム」と「えほんの国」を利用する子どもは未就学児が多く占めている状況を見ると、未就学児とその親が親子で一緒に楽しめる場所が福山市内にまだまだ少ないとも評価できる。もちろん財政的制約もある以上、その在り方は総合的な観点からの検討が必要であるが、親子が一緒に楽しめる場所として、また安全安心な場所として、例えば公園・スポーツ施設・文化施設などを未就学児とその親が親子で一緒に楽しめる場所としてさらに広めていく必要があると考える。	●	○		
19	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (19) 「あのね」を子育て世代だけでなく幅広い世代や職場にも浸透させることについて	（表省略） 上記の事業はその事業名から子育て支援関連の事業であることは連想できるが、それぞれがどのような事業なのか、また各事業の内容の違いについて、おそらく多くの市民が正確に理解できないと思われる。またいずれにも「センター」または同義の「拠点」が使われている。なお当該事業名は福山市独自で定めたものではなく、いずれも厚生労働省が策定した政策の中にある事業名である。一方、愛称の「あのね」・「キッズコム」・「ふくやまローズひろば」は福山市が独自に制定したものであり、福山市の工夫や努力を見ることができ、福山市では事業または実施施設に対し、暖かく親しみやすいイメージを想起させる愛称名を付けている。しかし「キッズコム」こそキッズという言葉から子ども・子育て関連施設と想像できるが、「あのね」、「ふくやまローズひろば」という愛称からは事業や施設のイメージがわきにくい印象を持った。施設名または施設愛称からその事業や施設を明確にイメージできないと、事業内容や施設が周知されにくく、また浸透しないのではないだろうか。 「あのね」はまだ歴史が浅く、また「あのね」を利用または利用を考える世代は概ね平成29年6月の開設以降の妊産婦や未就学児を持つ世代に限定されることから、「あのね」を利用したことがない、または「あのね」のことを知らないという市民が多いのではないかと推測され、現状では市民に十分に浸透しているとは言えないと思われる。「あのね」の機能強化・拡充に努めるとともに、引き続き幅広い世代の市民に対し周知徹底を図ることが必要である。今後の周知の方策としては例えば、福山市内世帯だけでなく、公共施設や市内事業所に対し、「あのね」を周知させるパンフレットの配布や告知イベントを実施すること等も考えられる。	●	○	広島県のアンケートによると、「あのね」の認知度については、2022年（令和4年）3月末現在で、86.3%であり、「あのね」に相談に来てほしい世代については、認知されてきていると考えている。 現在、子育て情報誌「びんまる」と連携協定を締結し、定期的に「あのね」の情報や市の子育て支援策を掲載する取組も実施しているところである。 引き続き、福山市ホームページ・広報ふくやま・ラジオ・出前講座等を通じて、ネウボラ相談窓口「あのね」の周知を行い、また、地域の子育てサークルや、学区の公民館やコミュニティセンター、民生委員定例会へネウボラ相談員が向向き、周知啓発を行うことで、幅広い世代への周知を行っていく。 さらに、2022年（令和4年）10月から、ラインを通じて子育て支援事業やイベント等に関する情報配信を強化することとした。	2022/9/14
20	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (1) 乳児保育促進事業に関する添付書類について	本事業の実施主体には、余剰金が当該施設拠点区分の前年度収入決算の6か月相当額を下回ることを求められている。つまり、拠点区分の決算数値により判定を行う必要がある。この点、福山市において各施設が実際に添付していた資金収支計算書及び貸借対照表は、法人全体（第1様式）、事業区分別（第3様式）、拠点区分別（第4様式）のいずれかを各施設の判断で提出している状況であった。 確かに、一つの施設のみを運営している社会福祉法人の場合は、法人全体（第1様式）、事業区分別（第3様式）、拠点区分別（第4様式）のいずれであっても、判定に影響は及ばない。サンプルとして抽出した施設も、一つの施設のみを運営する社会福祉法人の施設であったため、現状の判定に誤りがあるわけではない。 しかし、複数の施設を運営する法人の場合は、拠点区分別（第4様式）のものでなければ、上記要件の判定はできない。またこの要件は、あくまでも拠点区分での判定を求めており、判定を効率的に実施するためにも、添付書類として提出を求める資金収支計算書及び貸借対照表は、拠点区分別（第4様式）のものに統一するべきである。拠点区分別（第4様式）の計算書類は必ず作成されるものであり、その様式に限定して添付を求めることは施設側の事務負担を増大させるわけではないと考えられる。	●	○		

No.	監査結果（抜粋）	区分			対応状況			
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難	措置内容／措置困難理由	措置公表日
21	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (2) 乳児保育促進事業に関する余剰金の確認方法について	●			○			
22	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (3) 乳児保育促進事業を実施する者が学校法人である場合の要件について	●			○			
23	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (4) 各施設に口頭で確認したことの記録について	●			○	2022年度（令和4年度）から、要件等について、口頭による確認を行った場合、記録を保存していく。	2022/9/14	
24	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (5) 職員給与等改善費支給後の使途を把握した上で、事業目的の達成状況を検証すること	●			○	2022年度（令和4年度）分から職員給与等改善費の使途を把握できるよう実績報告を求めていくこととし、2022年（令和4年）6月その旨を施設に事前周知した。	2022/9/14	
25	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (6) 資料の保存期間について	●			○	文書の保存期間については、福山市文書取扱規程に基づき決定している。2022年度（令和4年度）から、資料として保存するか否かについては、廃棄する際に、歴史的な文書の収集基準に基づき判断していく。	2022/9/14	
26	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (7) 障がい児保育に対する支援の在り方について	●			○			

No.	監査結果（抜粋）	区分		対応状況		
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難
		措置内容／措置困難理由			措置公表日	
27	<p>3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (8) 施設型給付及び地域型保育給付における処遇改善等加算の実績報告書の審査において異常値を検出した場合には記載金額の根拠を確認すること</p>	<p>ある1施設をサンプルとして、処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの令和元年度実績報告書に係る審査の方法について詳細にヒアリングを行った。 処遇改善等加算Ⅰの実績報告書については、添付書類である賃金改善明細により、賃金改善状況を確認できていた。しかし、処遇改善等加算Ⅱの実績報告書では、実績報告書の記載方法が誤っている可能性があるとして推測される。具体的には、基準年度と比較し、処遇改善等加算Ⅱとして1,245,140円が賃金改善に充てられていなければならないところ、8,620,095円の賃金改善がなされているという内容の実績報告書となっていた。それらの数字を額面通り比較すれば必要額の賃金改善はなされているという結果となるが、その差は7,374,955円と多額であり、実績報告書の記載方法が誤っている可能性があるとして推測される。 この点、総務省行政評価局による「子育て支援に関する行政評価・監視結果報告書（平成30年11月）」（以下、「総務省報告書」という。）において、処遇改善等加算に係る賃金改善確認の実施状況について、次のような所見がある。 内閣府及び厚生労働省は、地方公共団体における処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底を図る観点から、必要に応じ文部科学省と協議を行い、次の措置を講ずる必要がある。 ① 認可保育施設等における処遇改善等加算に係る賃金改善額が、対象となる保育従事者等の給与へ適切に反映され、適正な給与水準が維持されているかについて、賃金改善実績報告書の提出時や監査の機会等を通じて賃金台帳等を活用した確認を行うよう、地方公共団体に要請すること。 ② その際、賃金改善確認の対応に苦慮している地方公共団体の参考となるよう、地方公共団体が独自に様式を定め、保育従事者等一人一人の賃金改善の状況を確認するなど創意工夫している取組例を収集し、必要な情報を提供すること。 福山市では、賃金台帳等の原始資料の提出を求めることはしていない。処遇改善等加算に係る事務について、国から具体的な方法の指示がないとしても、総務省報告書の趣旨から鑑みて、合理的な審査体制を構築する必要があると考える。したがって、金額の記載誤りがあると推測される場合には、追加で適宜資料を求めたうえで審査を実施することを検討されたい。</p>	●	○		
28	<p>3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (9) 処遇改善等加算に係る令和2年度の改正事項について、対象となる全ての施設に理解をしていただくよう努めること</p>	<p>令和2年度において、処遇改善等加算について重要な改正がなされた。具体的には、処遇改善等加算Ⅰは、算定の起点となる基準年度について、固定時点（支援法による確認の効力が生じる年度の前年度）となっていたところ、加算Ⅰ新規事由がない場合には「加算当年度の前年度」とされた（加算Ⅰ新規事由がある場合は割愛する）。また、処遇改善等加算Ⅱは、副主任保育士等（職員A）に係る加算額の配分について、一定数確保する必要があったところ、「1人以上」に緩和された。 処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの令和2年度計画書を確認したところ、処遇改善等加算Ⅰの改正について理解ができていないと思われる計画書が散見された。この点について福山市の対応状況を確認したところ、施設から個別に質問を受けており、改正内容について理解していただくよう可能な限り努めたとのことであった。また、令和2年度は処遇改善等加算の改正があるので、年度開始当初に説明会の開催を検討していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況からやむを得ず取りやめたとのことであった。 令和2年度計画書には、施設とのやり取りの記録が残っており、福山市における試行錯誤の努力をうかがい知ることができた。しかし、制度改正について、計画書の段階で完全には理解できていない施設があるのも確かなことである。したがって、令和2年度実績報告書の提出を受ける際は、対象となる全ての施設に理解をしていただくよう対応が求められる。また、福山市も検討していたことであるが、新型コロナウイルス感染症等特別な要因がない限り、制度改正がある年度等は施設に対して予め周知の機会を設けることが望ましい。</p>	●	○		2022/9/14
29	<p>3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (10) 施設等利用費を法定代理受領する場合に、施設において「特定子ども・子育て支援提供証明書」（以下、「提供証明書」という。）の交付がなされていなかったこと</p>	<p>福山市における法定代理受領の事務フローには、提供証明書に係る事務フローがない。この点について担当課に確認したところ、幼児教育・保育の無償化が開始したのは令和元年10月からであるが、制度改革への対応に向けた実務の中で、内閣府が公表する実務フローの確認が漏れてしまったとのことであった。 法定代理受領の場合の提供証明書については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の第57条において、施設が市町村及び保護者へ交付するよう規定されている。 ただし、当該条項については、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）」等を踏まえ、市町村の負担軽減のための見直しが行われる予定である。具体的には、令和4年4月1日を施行日として、施設が法定代理受領する場合に義務付けられている保護者及び市町村に対する提供証明書の交付を、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園（これらの施設における預かり保育事業も含む。）については不要とする改正がなされる予定である。 今後、福山市においては、法令等で規定された範囲内で効果的かつ効率的な事務体制を検討し構築することが求められる。</p>	●	○		2022/9/14
30	<p>3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (11) 病児・病後児保育事業にかかる交付要綱について</p>	<p>福山市の病児・病後児保育事業にかかる委託料の金額は、交付要綱第6条に「別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。」と規定されているが、交付要綱別表には、病児・病後児保育事業にかかる委託料の計算と、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（以下「感染拡大防止事業」という。）にかかる補助金の計算がまとめて規定されている（表1参照）。しかし、福山市で実際に行われている事務は、病児・病後児保育事業にかかる基準額（表1第2欄（1）～（3））と病児・病後児保育事業に必要な経費を比較し、感染拡大防止事業の基準額（表1第2欄（4））と感染拡大防止事業の経費を比較して補助金等の金額が算定されているため、現在の規定方法では交付要綱とは異なる事務が行われていると評価する余地がある状況である。 国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」には、感染拡大防止事業は病児保育事業とは別の区分に規定されており、これと同様の規定に変更するか、感染拡大防止事業のみの要綱を作成する等の対応を検討していただきたい。</p>	●	○		2022/9/14
31	<p>3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (12) 病児・病後児保育事業にかかる実施要綱について</p>	<p>実施要綱第4条に「子育て支援事業の実施主体は、市又は市内に所在する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、病院若しくは診療所の設置者・・・」と規定されているが、この文言では病院等が病児・病後児保育事業の実施主体であるとの誤解を生じさせてしまう。 国の病児保育事業実施要綱には、「実施主体は、市町村とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。」と規定されている。当事業を実施施設に委託した場合においても、主体はあくまで行政であり、事業についての最終的な責任は委託者である行政に帰属する。実施要綱第4条について、適切な文言へ変更すべきである。</p>	●	○		

No.	監査結果（抜粋）	区分		対応状況		
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難
32	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (13) 病児・病後児保育事業にかかる実績報告書の審査（人件費）について		●		○	
33	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (14) 病児・病後児保育事業にかかる実績報告書の審査（事務費・事業費）について		●		○	
34	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (15) 病児・病後児保育事業にかかる実地調査の実施		●		○	
35	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (16) 病児・病後児保育事業にかかる委託料の計算方法の改善について		●		○	
36	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (17) 地域子育て支援拠点事業の要綱について		●		○	

No.	監査結果（抜粋）	区分		対応状況				
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難	措置内容／措置困難理由	措置公表日
37	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (18) 地域子育て支援拠点事業における実績報告書の審査		●		○			
38	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (19) 地域子育て支援拠点事業における実地調査の実施		●		○			
39	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (20) 延長保育事業及び一時預かり事業における実地調査の実施		●		○			
40	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (21) 子ども・子育て支援システム保守等におけるユーザーIDの棚卸について		●		○		「情報セキュリティ実施手順」に基づき、2022年度（令和4年度）においては7月に点検し、ユーザーIDの棚卸を適切に行った。引き続き、毎年度実施する。	2022/9/14
41	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (22) 子ども・子育て支援システム保守等におけるユーザーIDの権限の付与について		●		○		2022年度（令和4年度）においてはユーザーIDの棚卸と併せて管理者権限の見直しを行った。引き続き、毎年度実施する。	2022/9/14
42	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (23) 公立保育施設維持補修（工事請負費）における設計金額の合理性の検討について		●		○		2022年度（令和4年度）から、同様の工事内容であるにもかかわらず契約金額に大きな差異が生じた場合は、安価な契約金額となった工事の設計内容を再度確認するなどその原因を究明するとともに当該工事の品質及び水準が適正なものとなるよう注視する。	2022/9/14
43	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (24) 施設維持改良費における同一施設において同時期に行われる複数の少額工事の発注方法について		●		○		2022年度（令和4年度）から、工事執行に係る契約金額の客観性を高めるべく当該施設をよく確認し工事内容を検討することにより極力同種工事を一本化して発注するよう努める。	2022/9/14
44	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (25) 見積書の保管について		●		○		2022年度（令和4年度）から、随意契約における契約関係書類の根拠性を高めるため、電子メール又はファクシミリによって提出された見積書については、本市の受信日を印字するなど適正な保管に努めている。	2022/9/14
45	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (26) 施設維持改良費（耐震改修）における耐震改修の進捗について		●		○			

No.	監査結果（抜粋）	区分					対応状況	
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難	措置内容／措置困難理由	措置公表日
46	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (27) 財産台帳（土地、建物）にかかる内海保育所用地の表示登記について		●		○			
47	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (28) 元紅葉保育所土地の管理担当課について		●		○			
48	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (29) 保育所用地の借受にかかる土地賃貸借契約書について		●		○			
49	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (30) 柳津保育所の借受料の改定について		●		○			
50	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (31) 常金丸保育所の借受料の改定について		●		○			
51	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (32) 賃借中の保育所用地の取得（購入）の検討について		●		○			
52	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (1) 放課後児童クラブの利用者負担割合		●		○			
53	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (2) 放課後児童クラブの公立と私立の比較		●		○		本市の放課後児童クラブは、おおむね1小学校に1クラブが設置されており、市内の小学校に在学又は市内に住所を有する児童であり、かつ保護者の就労要件等を満たしていれば、私立小学校の児童も利用することができる。 現在、私立小学校で実施している放課後児童クラブ事業は、在校生のみを対象に運営されているため、公的な補助制度の創設は現時点では考えていない。	